

あなたの声を市政へ！

市長への手紙

わたしの提言



専用はがき



Eメール版

皆さんは、「市長への手紙」を御存じですか？

「市長への手紙」は、日ごろ市民の皆さんが、市政について考えていることなどをお寄せいただくことで、いつでもどこでも、市政に参加していただくというものです。

公民館や図書館などの公共施設に専用はがきが置かれており、料金なしで郵送することができます。また、Eメール、ファクス、通常のはがきや封書なども利用でき、市長にいつでも通信できるようになっています。

お気軽にご意見やご提言、ご要望をお寄せください。

下記の手順で皆さんのご意見を市長と担当課に伝えます



届いた手紙やメールの内容を市長が確認

担当課にて調査・検討

回答を欲しい

参考にしてほしい

回答内容について市長の了解を得た後、担当課から文書・メール・電話・面談などで回答し、実現可能ならば提案を具体化します

実現可能ならば提案を具体化します。すぐに実現できない場合は、担当課にて手紙を保管し、今後の市政の参考とします

なるべく早く早く回答を出せるよう努めていますが、内容によっては、回答までに時間がかかることもありますので、あらかじめご了承ください。

件数の多かった「ご意見から

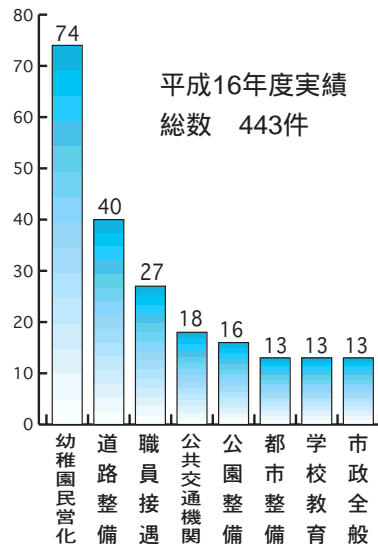
富士市では公共サービスの見直しを行っており、幼稚園の民営化についても話題になっているのを新聞で見かけました。大切な幼児教育にかかわる課題であり、慎重に扱うべきだと思いますが、その後どのような方向に動いているのでしょうか。

【市長からの回答】

昨年度、市では「公共サービスの民間委託等に関する指針」に基づき、市が行っているさまざまな公共サービスの民営化・民間委託について検討を行いました。この結果、幼稚園や保育園の民営化については、早急な結論付けをせず、幼児教育や子育てのあり方を慎重に検討するべきであると判断しました。

本年度は、公立幼稚園の課題である、教育内容、保育年数、保育料、通園範囲などについても、市民参加のもとで検討を行い、今後、おおむね二年間かけて方向性を出していきたいと考えています。これまでの検討結果や、今後の経過については、「広報ふじ」や富士市ホームページなどで引き続きお知らせしていきます。

市長への手紙に寄せられた主な内容



「こんなときは直接担当部署へ」連絡ください

内容によっては、市長への手紙として扱うよりも、直接担当部署に電話などでご連絡いただいた方が迅速に対応できる場合があります。

公園の遊具の破損など

みどりの課 ☎55-12794
☎53-2772

信号や道路交通標識の設置・管理など

富士警察署 ☎51-0110

道路や側溝・道路照明灯の破損など

道路の種類によって担当が変わります

左記の表を参照

国や県が管理している道路の破損など

左記の表を参照

管理者	種類	担当	連絡先
富士市	市道	道路維持課	☎55-2832 ☎51-0360
	林道	林政課	☎55-2784 ☎51-1997
	農道	農政課	☎55-2782 ☎51-1997
県	県道、国道469号 国道139号 (今井～錦町)	富士土木事務所 維持調査課	☎65-2237 ☎65-2270
国土交通省	国道1号、 国道139号 (青島～天間)	富士国道維持 出張所	☎52-5650 ☎57-5006

「ご意見をお待ちしています」

市役所や公民館、各公共施設に専用はがきが置いてあります。また、富士市ホームページには、市長への手紙Eメール版があります。

通常のはがき、封書、ファクスなどでも構いません。

いずれも、一通につき一件のご提言をお書きください。

個人的な中傷に関することはご遠慮ください。内容についての問い合わせや回答をする場合に必要ですので、住所、氏名、電話番号を明記してください。

個人情報、連絡手段や統計のため以外には使用されず、外部に漏れることはありません。いただいた提言について、回答が必要な場合は「回答を欲しい」をつけてください。市の業務以外の事柄については回答できない場合がありますので、ご了承ください。

Eメール

富士市ホームページに「市長への手紙」専用フォームへのリンクがあります

☎http://fujishi.jp/

FAX

☎51-1456

専用はがき以外で郵送の場合

〒417-8601

富士市長「市長への手紙」あて

問い合わせ 広報広聴課

☎55-2700

☎kouhou@city.fuji.shizuoka.jp